

論文の和文要旨

論文題名 清代初期のモンゴル法とその適用—順治年代（1644—1661）を中心に—

氏名

ワンチャンチン
王長青

本研究の目的は、これまでほとんど研究されていない清代初期のモンゴル法の実態を解明することであり、近年出版されつつある清代初期に作成されたモンゴル語やマンジュ語による史料を用いて順治年代（1644—1661）におけるモンゴル法とその適用について分析した。

本論文は、崇徳年代のモンゴル法、順治年代のモンゴル法とその適用、順治年代のモンゴルにおける裁判制度、会盟に下した命令書、順治年代および康熙年代の会盟実施などを論じた2部9章から構成されている。

まず、序章では、先行研究を整理し、清代モンゴル法の研究において、史料の不足により清代初期の研究が大幅に遅れていることを指摘し、関連史料が多数ある順治年代のモンゴル法およびその適用に関する分析を研究目的の中心に据えることにした理由などを述べた。

次に、第1部の構成内容について概略を述べる。

第1章では、『満文原檔』、モンゴル語『内秘書院檔』などの史料を利用し、モンゴル貴族に対し、その属民や家畜を暴力によって略奪しないことを約束したホンタイジが、法規を制定することにより、その支配力を徐々にモンゴル社会の内部にまで浸透させ、罰畜（罰金）の一部を自分に帰属させただけでなく、死刑執行権までもホンタイジが統轄したことを確認した。さらに、1636年に大清国が成立するとホンタイジによる対モンゴル支配が一層強化され、崇徳2年の時点でモンゴルに発生したすべての事件を中央で迅速に処理できるシステムを設置していたことが確認された。モンゴル地域に合同裁判制度を導入することによってザサグの権利が大幅に制限され、モンゴル貴族の属民に対する支配力が一層弱体化した可能性を指摘した。また、モンゴル人専用の「外の法」という法規が少なくとも崇徳2年の時点で存在しており、実際の裁判で適用するように定められていたことも確認した。「外の法」と崇徳8年の『蒙古律書』の関係は不明であるが、崇徳8年の『蒙古律書』の規定がアイシン国時代に制定された法規と緊密な関係にあったことが確認された。崇徳年代の裁判事例から法の適用は確認できなかったものの、緊密関係にあるホルチンへの対応はほかの旗とことになっており、事件審理の方法は、後に形成される内モンゴル6盟の構成とよく似ていたことが分かった。

第2章では、崇徳8年に編纂された『蒙古律書』が順治14年に一度修正されたことを確認し、修正された規定を『蒙古律書』、『康熙会典』の対応する規定と比較した結果、順治14年には、該当の規定に中国伝統の処刑方法が適用されていなかったことを明らかにした。順治14年に新たに発行された『蒙古律書』との関係は不明であるが、順治年代にはマンジュ語で toktohuha fafun i bithe、fafun i bithe、toktohuha fafun i dangse、toktohuha ba という集成分法があり、そこに収録されていた規定が実際の裁判に適用されていたことを明らかにした。

順治年代のモンゴルの裁判について、崇徳年代と同様に 3 段階の裁判があり、崇徳年代に設置された合同裁判制度が順治年代にも継承されていたことを確かめた。そのうちホルチンの事例では、ほかのザサグ旗と異なり、ジョリグト親王 Uyšan がホルチン左翼 5 旗において上級裁判所のような存在だったという事例が確認できた。中央政府による国家レベルの裁判について、国家レベルの裁判が第 1 審になっていた事例もあり、順治年代のモンゴルにおける実際の裁判は『康熙会典』の規定とは完全には一致していなかった点を指摘した。なお、中央政府による国家レベルの裁判において、判決の方法は 2 種類あり、一つは処罰の理由を明確にすること、もう一つは法規を適用することであったことを確認した。

第 3 章では、バーリン旗の 2 事例を具体的に分析し、少なくとも順治年代まで清朝制定のモンゴル法とモンゴル伝来の法は併存しており、実際の事件においてモンゴル伝来の法が優先されていた事例のあることが確認された。さらに、旗の統括者であるザサグが事件の当事者になった場合、清朝は理藩院の役人以外にできる限り多くの異なる地域の役人を参加させ、事件捜査を行っていたことを明らかにした。清代初期の裁判においては、理藩院で第 1 審が行われていたことが度々あった。なお、旗に第 1 審を実施させようとしたのは、旗の統括者であるザサグの権利を拡大するためではなく、訴訟者の裁判にかかる膨大な費用や負担を縮小するためであったことを明らかにした。

第 4 章では、順治・康熙年代のいくつかの事例を取り上げて、清代初期のモンゴルの男丁隠匿について分析した。その結果、『康熙会典』には見られないが、実際は順治・康熙年代に男丁隠匿に関する詳細な規定が存在していたことが確認された。男丁隠匿は比丁した年のみ告発が可能であること、比丁の基準は身長の高さであったこと、比丁は管轄の貴族の家の周囲で官員が行うことなどが事例から確認できた。また、男丁隠匿の告発者には、箭丁、佐領、奴僕のいずれもあり、告発の目的が男丁隠匿ではなく、貴族のアルバ過徴収、暴力などに対する（貴族への）不満が告発者の主目的だった可能性を指摘した。また、崇徳年代に制定された男丁隠匿に関する規定は、順治年代にまったく機能していなかったことが確認され、『康熙会典』にひとつの条文のように書かれている、男丁隠匿に関する「国初定」の規定の前半部分は、崇徳年代に制定されたが、後半部分の告発者に対する規定は康熙 4 年に追加されたことを明らかにした。男丁隠匿とはモンゴルの貴族たちが自ら管轄するソムの箭丁を比丁冊に記入しないこと、あるいは自分の奴僕を比丁冊に記入させないことであったと解釈することができる。男丁隠匿を告発した者に、佐領、箭丁、さらに奴隸身分の者までいたことはたいへん注目される。男丁隠匿罪を告発した者に佐領、箭丁、さらに奴隸身分の者もいたことも確認された。

次に、第 2 部の構成内容について概略を述べる。

第 1 章では、まず、順治年代の 26 通の「会盟に下した命令書」(čiyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig)の公布された時期、作成された数、『清実録』における関連内容の有無を確認した。次に、命令書の作成経緯から最終的に保管される場所までを明らかにした。命令書は、大きく分けて内容決定と実物作成の 2 段階を経て作成されるものであった。第 1 段階において、命令書に記入する内容を理藩院が協議して決める。それを皇帝に上奏し、内容を確定する。皇帝によって内容が確定されたのち、内閣に作成の依頼をする。第 2 段階では、皇帝から作成の許可を得たのち、理藩院と内閣の部門間でやり取りが行われる。まず理藩院の役人が理藩院の印が押された

文書を持参し、内閣に命令書の作成依頼をする。依頼を受け取った内閣では役人が数人の大学士や学士らにこの件を報告し、大学士らの指示で命令書の原案を作成する。その後、数人の大学士や学士らが同行し、作成された原案を再度皇帝に報告し、許可を得て命令書専用の印を押し、理藩院の大臣あるいは会盟に派遣される大臣にそれを引き渡すというプロセスが採用されていた。最後に、命令書の書式を分析し、法規条文が直接引用されていた。本章ではこれらの一連のつづきをあきらかにした。

第2章では、「命令書」が公布され、かつ機能する場としての「会盟」(čiyulyan)について検討した。まず、崇徳2年から会盟において、中央からの大臣の参加や皇帝の命令書の公布が義務づけられていたことを確かめ、崇徳年代に既に会盟に関する詳細な規定があったことを明らかにした。次に、順治年代の史料を利用して当時の会盟実施状況を分析し、順治年代の会盟実施は相当整備されたシステムによって行われていたことを確認した。会盟実施の場所は参加する王公の身分によって決められており、ホルチン10旗は右翼のトゥシェート親王の旗に、チャハル、ジャロード等の11旗はアブナイ親王の旗に招集されて会盟を行い、その他の各旗は各旗の中央にちかい場所で会盟を行っていたことを明らかにした。また、会盟実施の時期は必ずしも3年に1度とはいえず、モンゴル地域において発生した事件(主に窃盗事件)の多寡および訴訟者の経済的な状況により、実施回数が変更されていたことが確認された。従って、会盟実施はいわば理藩院のモンゴルへの進出であり、会盟は理藩院の業務としての性格を有していたことを指摘した。最後に、康熙年代の会盟について概観し、康熙年代の会盟は7個所で実施されていたことを確認した。

第3章では、26通の「命令書」を具体的に取り上げ、ローマ字に転写し、日本語に翻訳した上で意味を解釈した。その結果、「命令書」のほとんどは清朝が編纂した官纂史料に収録されており、そのなかには官纂史料から確認できない内容が多く含まれるゆえ、清代モンゴル法の研究において貴重な史料となることを指摘した。清代モンゴル法との関係において、命令書に収録されている窃盗再発防止の命令、男丁隠匿禁止令、武器点検・整備命令といった内容のほとんどは清代に編纂された集成法の内容と関係しており、一部の内容についてはそのまま清代モンゴルの集成法に収録されたことが確認でき、また「命令書」が繰り返し公布されることによって、それに対応する規定がモンゴル集成法におさめられたことも確認できた。従来の研究における清代のモンゴル法からは確認できなかった、法規の改定や裁判権の変容などを明らかにした。また、「命令書」の数と会盟が実施される場所の数は対応しており、順治年代には6個所で、康熙時代には内ザサグやチャハル八旗を対象とする7個所で、ハルハについては、康熙37年には2個所で、それ以降は4個所で会盟が実施されていたことが確認できた。

終章では、「結論と今後の課題」として各章の内容をまとめるとともに、今後の課題について考察している